明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令（**財務**五四）　一

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一八）　三

〔告　示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**総務**二二一）　六

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**二二二）　七

○令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を指定する件（**文部科学**一〇八）　三七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四二

特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　五三

地方公共団体
行旅死亡人関係　五三

会社その他
会社決算公告　五四

省令

○**財務省令第五十四号**

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月五日

財務大臣　麻生　太郎